



医政発 0330 第 32 号
平成 28 年 3 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

研修医のための研修施設整備事業実施要綱等の一部改正について

標記について、下記の実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

記

- 1 平成 6 年 6 月 23 日付け厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」の別紙「研修医のための研修施設整備事業実施要綱」
- 2 平成 7 年 7 月 27 日付け厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」の別紙「臨床研修病院施設整備事業実施要綱」
- 3 平成 14 年 2 月 8 日付け厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」の別紙「医師臨床研修病院研修医環境整備事業実施要綱」
- 4 平成 16 年 3 月 31 日付け厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」の別紙「臨床研修病院支援システム設備整備事業実施要綱」

別 紙

臨床研修病院支援システム設備整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、病理医の在籍しない臨床研修病院等において、情報通信機器等の設備を整備することにより、臨床病理検討会（CPC）の適切な開催が実施できるよう支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立大学法人、普通地方公共団体、特別地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）とする。

3 補助条件

以下の施設において、臨床病理検討会（CPC）の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等（ソフトウェアの導入を含む。）の整備を行うことにより、一体的に情報通信機器を運用する事業であること。

（1）支援側医療機関

常勤の病理医が在籍している病院

（2）依頼側医療機関

①公私立医科大学附属病院

②臨床研修病院